

型式承認について

令和7年8月

国土交通省 海事局 検査測度課

はじめに

本書は、型式承認制度の概要について説明したものです。

型式承認に係る法律の条文は以下のとおりです。

- ・船舶安全法第 6 条ノ 5
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 9

型式承認制度について、より詳細な説明を希望される方は、[関係機関\(型式承認関係機関の連絡先【参考2】を参照\)](#)にご相談ください。

目次

1. 型式承認制度の概要	3
2. 型式承認を受けるために	5
2. 1. 型式承認の申請	6
2. 2. 型式承認試験	8
2. 3. 製造能力の確認	9
2. 4. 型式承認書の交付	9
2. 5. その他	9
3. 型式の変更承認	10
3. 1. 型式の変更承認の申請	10
3. 2. 型式変更承認試験	10
3. 3. 型式の変更の承認書の交付	10
4. 型式の変更等の届出	11
5. 型式承認の失効及び取消し	12
5. 1. 型式承認の失効	12
5. 2. 型式承認の取消し	12
6. 検定を受けるために	13
6. 1. 検定の申請	13
6. 2. 検定の実施	13
6. 3. 検定の効果	13
7. 書類の様式	14
7. 1. 新規承認申請の様式	14
7. 2. 変更承認申請の様式	17
7. 3. 手数料納付書の様式	20
7. 4. 型式の変更等の届出書の様式	21
7. 5. 型式承認の失効の届出書の様式	24
【参考 1】	27
I 船舶安全法関係	27
II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律関係	29
1. 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備	29
2. 特定油防除資材(船舶検査非対象設備)	29
【参考 2】	30
型式承認関係機関の連絡先	30

1. 型式承認制度の概要

(1) 船舶安全法及び海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備の型式承認

型式承認は、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)の規定に基づき、**同一型式の舶用品を多数生産するような場合、船舶に搭載する際に必要な検査を円滑に進めるための制度**です。

型式承認の対象物件は、船舶安全法関係については船舶等型式承認規則別表第一に、海防法関係については海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則別表第一に掲げられるものです。[【参考1】主な型式承認の対象物件の一覧](#)を参照)

型式承認を受け、かつ、検定に合格することで、船舶に搭載する際の検査の一部が省略されます。

国土交通大臣は型式承認するにあたり、舶用品(プロトタイプ)の仕様や性能が法令で定める技術基準に適合すること及び型式承認を受けようとする者(製造者)がその物件を継続して生産する能力を有しているか等を確認した後、型式承認が行われます。

(2) 特定油防除資材(船舶検査非対象設備)の型式承認

海防法に基づく検査の対象となっていない舶用品(油吸着剤など)を対象にした型式承認制度は、国が承認することで、省令に定められた技術基準への適合性を確認したいとする民間のご要望にお応えすることを目的としています。

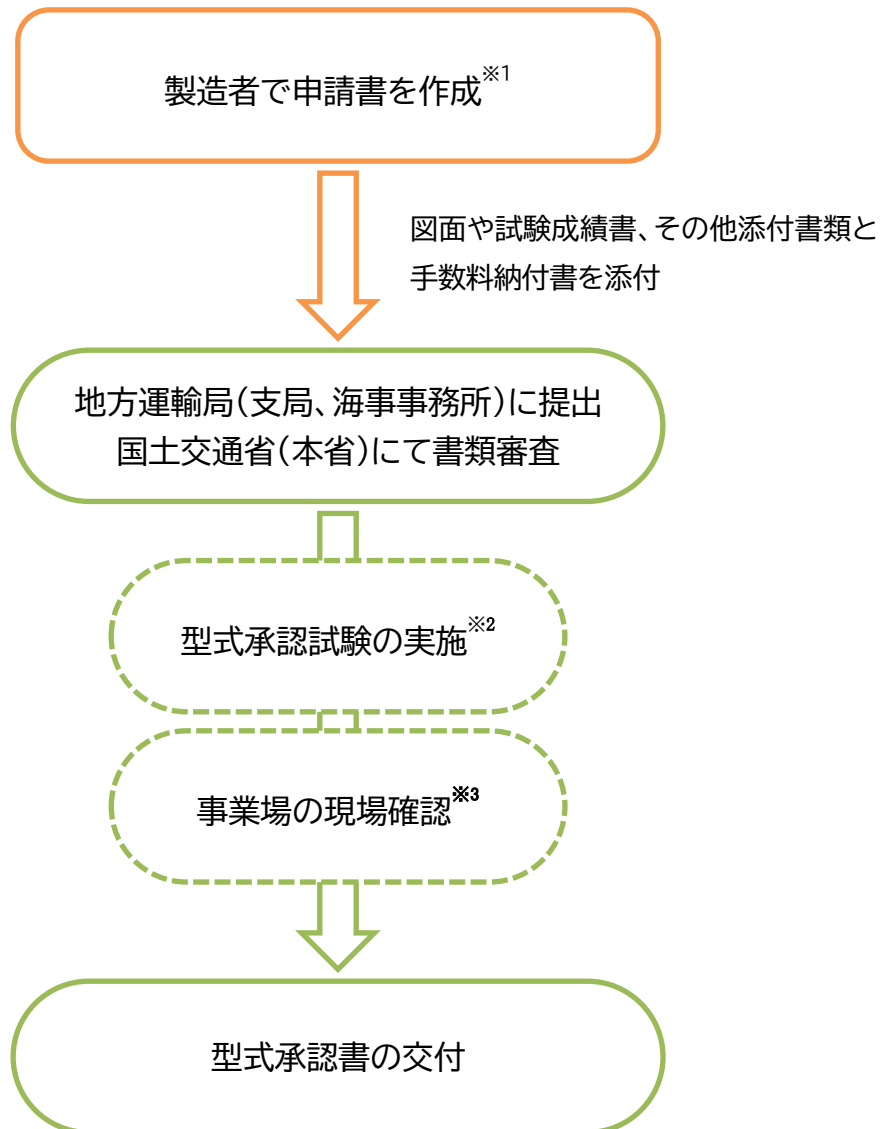
型式承認の対象物件は、海上災害の防止に関する法律施行規則別表第四に掲げられるものです。[【参考1】主な型式承認の対象物件の一覧](#)を参照)

技術基準への適合を確認したい製造者が、試験データを添えて申請すれば、生産能力等を確認した後、型式承認が行われます。

(3) 検定

型式承認を受けた後、一般財団法人 日本舶用品検定協会(HK)又は日本小型船舶検査機構(JCI)において生産された舶用品がプロトタイプと同一であることを確認するために実施します。詳細は[「6. 検定を受けるため」](#)に記載しています。

型式承認の手続きの流れ



※1 型式承認の取得を希望される方は、申請書と添付書類に手数料納付書を添えて申請窓口あてに提出してください。また、申請書の記載方法等について[海事局検査測度課\(型式承認担当窓口\)](#)にご相談いただければその後の手続きが円滑に進みます。

※2 [申請の添付書類](#)のうち、「申請物件が技術基準に適合していることを説明する書類」として提出された試験成績書等の内容を勘案し、型式承認試験の一部又は全部が免除することがあります。(2.2.項参照)

※3 申請物件に係る品質マネジメントシステム登録証(ISO 9001に基づく認証を取得している場合に限る。)の写しを申請時に提出した場合、事業場の現場確認を省略する場合があります。(2.3.項参照)

2. 型式承認を受けるために

型式承認の対象物件は、船舶安全法関係については船舶等型式承認規則別表第一に、海防法関係については海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則別表第一及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則別表第四に掲げられるものです。
(【参考1】[主な型式承認の対象物件の一覧](#)を参照)

また、型式承認を申請することができる者は、型式承認対象物件の「**製造者**」に限定されます。

「製造者」とは、**製品の開発企画、基本設計、主要部製造、組立及び完成品確認を全て行う者**をいいます。

ただし、**製造又は組立(完成品確認を除く)の一部又は全部を外注する場合は、当該外注品の納品検査を行う体制が整っていることを条件に、開発企画、基本設計及び組立後の完成品確認を行う者を「製造者」とすることができます。**

国土交通大臣は型式承認するために、書類に加えて以下の確認を行います。

- ✓ 舶用品(プロトタイプ)が関係法令の規定による技術基準に適合すること
 - 型式承認試験に国土交通省職員が立会い、申請物件が技術基準に適合するものであることを確認します(2.2.項参照)。
- ✓ 物件製造者が物件を製造する能力を有すること
 - 書面及び製造工場の現場確認を行い、物件製造者が物件を製造する能力を有することを確認します(2.3.項参照)。

2. 1. 型式承認の申請

型式承認を申請する場合、「申請書」(様式①～③のうち該当するもの)と以下の「添付書類」に「手数料納付書」(様式⑦)を添えて、物件を製造する主たる事業場の所在地を管轄する地方運輸局等に提出してください。

申請される際は、海事局検査測度課あてに事前に申請内容をご相談してください。

「添付書類」は、申請時点に 1部(電子データ又は紙媒体)提出してください。

また、「手数料納付書」には型式承認の申請に係る手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼付してください。手数料の金額は物件によって異なりますので、申請窓口にお問い合わせください。

なお、物件を製造する主たる事業場が日本国外の場合、申請窓口は関東運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課となります。

<型式承認申請の添付書類>

型式承認申請の添付書類は以下のとおりです。なお、必要に応じて国土交通大臣は以下に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(1) 申請物件の技術基準適合性に係る資料

- (a) 申請物件の性能、形状、構造及び材料等を記載した製造仕様書
- (b) 申請物件の構造、配置等を示す図面
- (c) 申請物件が技術基準に適合していることを説明する書類(試験成績書等)
- (d) 使用方法説明書
- (e) 既に外国政府の型式承認を受けている物件であって、試験データの活用を希望する場合は、当該政府の型式承認書の写し

(2) 製造能力に係る資料

- (a) 申請物件の製造工程(製造フローチャート)
- (b) 製造実績(申請物件の製造実績がないときは、類似する物件の製造実績)
- (c) 申請物件を製造する主たる事業場の施設の概要及びその配置
- (d) 申請物件の製造及び品質管理に係る部門の機構図
- (e) 申請物件に係る品質管理基準(材料等の受入検査、製造時の中間検査、外注品・購買品の納品検査、完成品の最終確認等での社内検査基準)

※ 申請物件の主要部の製造又は組立の全部又は一部を外注する場合、外注先の事業者の事業場における品質管理基準及び製造工程の資料も、併せて提出してください。

※ 申請物件に係る品質マネジメントシステム登録証(ISO 9001 に基づく認証を取得している場合に限る。)の写しを提出いただくことで、製造能力に係る資料(2)(b)～(e)の提出を省略することができます。

(3) その他の資料

- (a) 標示の方法(申請物件の名称、型式、寸法、使用方法、製造年月、製造番号、製造者名及び型式承認番号の標示)
- (b) 申請物件のパフレット
- (c) 定款
- (d) 申請者の会社概要申請物件がコンテナの場合、安全なコンテナに関する国際条約(CSC 条約)附属書 I 第 5 規則設計型式による承認に関する規定 3 に規定する製造者の誓約書
- (e) 申請物件が電波法第 37 条の規定により、総務大臣の行う型式検定に合格した「船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項ただし書きの物件を定める告示」に定められた物件の場合、無線機器型式検定規則第 9 条第 1 項の規定より交付された無線機器型式検定合格証書の写し
- (f) 申請物件が特定油防除資材の場合、次の物性試験の結果を記載した書類

特定油防除資材の名称	物性試験の内容
油処理剤	比重の試験 色度の試験 分留性状の試験
油吸着材	アイソタクティシティの成分比率の試験
液体油ゲル化剤	比重の試験 色度の試験 分析試験(赤外線吸収スペクトル測定試験)
粉末油ゲル化剤	分析試験(赤外線吸収スペクトル測定試験)

2. 2. 型式承認試験

申請物件が技術基準に適合するものであることを確認するため、国土交通省職員の立会のもと、型式承認試験基準に基づき試験を実施していただきます。

添付書類(1)(c)「申請物件が技術基準に適合していることを説明する書類」として提出された試験成績書が、以下の試験機関や船級協会の検査員の立会の元で作成されたものであって、内容が適切である場合は、型式承認試験の全部又は一部を省略します。

<型式承認試験の一部又は全部が省略される試験成績書>

国際海事機関(IMO)が定める国際的な技術基準(及びこれを取り入れた我が国法令に基づく技術基準)で規定される試験方法及び判定基準に従うものであって、次に掲げるもの。

- (1) 国・地方自治体(独立行政法人を含む。)の試験機関、外国政府の試験機関が発行する試験成績書
- (2) 当該試験につき ISO/IEC 17025:2017(JIS Q 17025:2018)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定を取得し、かつ、適切な試験実施の実績を有する国内の財団法人・社団法人・民間の試験機関が発行する試験成績書
- (3) 当該試験につき ISO/IEC 17025:2017 に基づく試験所認定を取得し、かつ、適切な試験実施の実績を有する外国の財団法人・社団法人・民間の試験機関が発行する試験成績書(既に外国政府の型式承認を受けている物件の試験成績書であること。
ただし、防火用材料については、デンマーク、エストニア、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、スペイン又は英国政府の型式承認を受けている物件であり、かつ、これらの国の政府に認定された試験機関の試験成績書に限る。)
- (4) 登録船級協会(一般財団法人日本海事協会(NK)、Lloyd's Register Group Limited(LR)、DNV AS、American Bureau of Shipping(ABS)、Bureau Veritas(BV))の検査員が試験立会いし、その結果に署名している試験成績書

防火の試験成績書に関しては試験成績書が発行されてから5年以内のものに限ります。

なお、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく告示に定められた物件であって、電波法第 37 条の規定により総務大臣の行う型式検定に合格した物件については、無線機器型式検定合格証書の提出を持って、型式承認試験が免除されます。

2.3. 製造能力の確認

型式承認申請を受付した地方運輸局等では、提出された申請書及び添付書類により、申請者の製造能力が適切であることを確認します。

また、必要に応じて地方運輸局等の職員が製造する事業場の現場確認を実施し、申請者の製造能力が適切であることを確認します。

- ※ 申請物件に係る 品質マネジメントシステム登録証(ISO 9001 に基づく認証を取得している場合に限る。) の写しを申請時に提出した場合、事業場の現場確認を省略する場合があります。

2.4. 型式承認書の交付

申請物件が型式承認の基準に適合し、かつ製造者の製造能力が適切であると認められると、国土交通大臣は当該物件につき型式承認し、申請者あてに型式承認書を交付します。

また、官報に型式承認された旨が告示されます。

2.5. その他

型式承認を受けるには、多数の書類を提出いただくとともに、国土交通省職員立会いの承認試験及び製造する事業場への現場確認が必要となります。

型式承認の申請をご検討される場合には、円滑に承認手続きを進めるために、提出書類の内容や試験の実施等について、事前に[関係機関\(【参考2】型式承認関係機関の連絡先\)](#)にご相談ください。

3. 型式の変更承認

3.1. 型式の変更承認の申請

型式承認を受けた者は、型式承認を受けた物件について性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときには、変更物件の製造を開始する前に、変更事項及びその理由を記載した「変更承認申請書」(様式④～⑥のうち該当するもの)、「添付書類」(変更に係る書類のみ)及び「手数料納付書」(様式⑦)を、主たる製造事業場を管轄する地方運輸局等の申請窓口に出していただきます。

申請される際は、海事局検査測度課あてに事前に申請内容をご相談してください。

「性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、図面、性能、形状、構造及び材料の変更により、型式承認試験の結果に影響が生じるような変更をいいます。

例えば、使用している一部材料の変更や性能に関する電子機器の変更などが典型的な例となります。

また、本申請は、アクセサリ等の変更であって、当該物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件に変更のある場合は別型式として扱います。

例えば、レーダーの出力変更や救命いかだの定員変更などが典型的な例となります。

「添付書類」は、変更をしようとする事項が明確に判別できるよう、新旧を比較できるように整えてください。

「手数料納付書」には、型式の変更承認の申請に係る手数料の金額に相当する額(1件につき 9,300 円)の収入印紙を貼付してください。

手数料の金額については、[関係機関\(【参考2】型式承認関係機関の連絡先\)の申請窓口](#)にお問合せしてください。

3.2. 型式変更承認試験

型式の変更承認を受けようとする場合、申請物件が変更後も技術基準に適合するものであることを確認するため、国土交通省職員の立会いにより型式変更承認試験を実施していただきます。

なお、[2.2. 項](#)における条件を満たす適切な試験記録が提出された場合、型式変更承認試験の全部又は一部を省略します。

試験項目については、変更の内容に依りますので事前にご相談ください。

3.3. 型式の変更の承認書の交付

型式変更承認試験の結果、申請物件が変更後も技術基準に適合するものであると認められると、国土交通大臣は型式の変更を承認し、申請者あてに型式の変更の承認書を交付します。

また、官報に型式の変更が承認された旨が告示されます。

4. 型式の変更等の届出

型式承認を受けた者、次に掲げる場合は、「変更届出書」(様式⑧～⑩のうち該当するもの)と「添付書類」(変更に係る書類のみ)を、主たる製造の事業場を管轄する地方運輸局等に提出してください。

申請される際は、海事局検査測度課あてに事前に申請内容をご相談してください。

(a) 型式承認を受けた物件について 性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき

⇒ 変更物件の製造を開始する前に、主たる製造事業場を管轄する地方運輸局等に届け出てください。

「性能等に影響を及ぼすことのない変更」とは、図面、性能、形状、構造及び材料の変更により、型式承認試験の結果に影響を及ぼすことのない変更をいいます。

例えば、標示のデザイン変更や規則上で色の指定がない物件における色の変更などが典型的な例となります。

(b) 型式承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき

(c) 型式承認を受けた者が死亡し、又は解散したとき

(d) 当該型式の物件を製造する事業場の名称又は所在地に変更があったとき

⇒ 管轄する地方運輸局等が変更となるような所在地変更については、新所在地の地方運輸局等に届け出てください。

(e) 当該型式の物件の製造に必要な事業場の施設のうち主要なものに変更があったとき

(f) 当該型式の物件の製造に係る事業を廃止したとき

(b)～(f)の場合、変更等の事実があった以後、速やかに主たる製造の事業場を管轄する地方運輸局等に提出してください。

「変更届出書」が地方運輸局等に受理されることで、手続きは完了します。

「添付書類」は、変更をしようとする事項が明確に判別できるよう、新旧を比較できるように整えてください。

なお、届出の際の手数料は必要ありません。

5. 型式承認の失効及び取消し

型式承認が、以下により失効したとき又は取り消されたときは、所定の手続き後官報に告示されます。

5.1. 型式承認の失効

型式承認を受けた者が次に該当するときは、型式承認が失効します。この場合「[型式承認の失効の届出書](#)」(様式①～③のうち該当するもの)と交付された型式承認書(型式の変更の承認書も含む)を申請窓口への提出のご協力お願いいたします。

- (a) 死亡し、又は解散したとき
- (b) 当該型式の物件の製造に係る事業を廃止したとき
- (c) 型式承認を辞退したとき

5.2. 型式承認の取消し

国土交通大臣は、次に該当するときは、型式承認を取り消すことがあります。

- (a) 当該物件の型式が、技術基準の改正によって、これに適合しなくなったとき
- (b) 型式承認を受けた者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有しなくなったと認められるとき
- (c) 型式承認を受けた者が当該型式の物件の検定に関し不正の行為をしたとき
- (d) 型式承認を受けた者が型式の変更の承認又は届出をしなかったとき
- (e) 型式承認を受けた者が当該型式の物件を引き続き相当期間製造しないとき
- (f) その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき

6. 検定を受けるために

6.1. 検定の申請

型式承認を受けた者は、型式承認を受けた物件について、検定を受けることができます。

検定は、[検定機関](#)である日本小型船舶検査機構(JCI)(小型船舶用の物件を対象)又は一般財団法人日本舶用品検定協会(HK)で実施します。

検定を受けようとするときは、検定機関に次に掲げる事項を記載した検定申請書を提出してください。

- (a) 検定を受けようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- (b) 検定を受けようとする物件の数量並びにその製造年月及び製造番号
- (c) 検定を受けようとする物件を製造した事業場の名称及び所在地

6.2. 検定の実施

検定機関は、検定を受ける物件がプロトタイプと同一であることを確認することにより合否を判定します。検定に合格した物件には、検定合格を示す証印が附されます。

検定の実施についての詳細は、検定機関にお問い合わせください。

なお、製造者は証印が附された物件について、検定合格証明書交付申請書を提出すれば、検定合格証明書の交付を受けることができます。

6.3. 検定の効果

証印が附された物件について、検定合格後、最初に受検する船舶等の法定検査において、当該検定に合格した事項(内容)の検査が省略されます。

ただし、検定合格後、著しく期間が経過していること等により、技術基準に適合しなくなっているおそれがあると認められるときは、検査が省略されないこともありますので、ご注意ください。

検定の申請や実施についての詳細は、検定機関である日本小型船舶検査機構(JCI)又は一般財団法人日本舶用品検定協会(HK)にお問い合わせください。

7. 書類の様式

7.1. 新規承認申請の様式

様式① 船舶安全法の規定に基づく型式承認申請書

【参考 2】型式承認の対象物件の一覧表 船舶安全法関係参照

型式承認申請書	
年 月 日	
国土交通大臣 〇〇 〇〇 殿	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名
船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受けたいので、船舶等型式承認規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
1 型式承認を受けようとする物件の名称及び型式	
2 型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の名称及び所在地 (主たる製造事業場及び外注先の事業場の名称及び所在地を記載してください。)	
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。	

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第1に規定される物件の名称を記載してください。
- 記2の「物件を製造する事業場の名称及び所在地」には、型式承認を受けようとする物件の製造者の主たる事業場の名称及び所在地を記載してください。なお、当該物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合は、当該外注先の事業者名並びに事業場の名称及び所在地を併せて記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF 化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承ください。

☐ 希望する ☐ 希望しない (※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

様式② 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備の型式承認申請書

【参考 2】型式承認の対象物件の一覧表 海防法関係参照

型式承認申請書

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第1項において準用する船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受けたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認を受けようとする物件の名称及び型式
- 2 型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の名称及び所在地
(主たる製造事業場及び外注先の事業場の名称及び所在地を記載してください。)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第1に規定される物件の名称を記載してください。
- 記2の「物件を製造する事業場の名称及び所在地」には、型式承認を受けようとする物件の製造者の主たる事業場の名称及び所在地を記載してください。なお、当該物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合は、当該外注先の事業者名並びに事業場の名称及び所在地を併せて記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承願います。

☐ 希望する ☐ 希望しない(※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

様式③ 特定油防除資材の型式承認申請書

【参考 2】型式承認の対象物件の一覧表 海防法関係参照

型式承認申請書

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の9第1項の型式承認を受けたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 37 条の 15 第2項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第 5 条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認を受けようとする物件の名称及び型式
- 2 型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の名称及び所在地
(主たる製造事業場及び外注先の事業場の名称及び所在地を記載してください。)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第 1 に規定される物件の名称を記載してください。
- 記2の「物件を製造する事業場の名称及び所在地」には、型式承認を受けようとする物件の製造者の主たる事業場の名称及び所在地を記載してください。なお、当該物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合は、当該外注先の事業者名並びに事業場の名称及び所在地を併せて記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF 化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承願います。

☐ 希望する ☐ 希望しない (※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

7.2. 変更承認申請の様式

様式④ 船舶安全法の規定に基づく型式の変更承認申請書

型式変更承認申請書	
年 月 日	
国土交通大臣 ○○ ○○ 殿	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名
船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受けた物件の型式について、変更をしたいので、船舶等型式承認規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式	
2 変更をしようとする事項	
3 変更をしようとする理由	
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。	

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第1に規定される物件の名称を記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF 化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承ください。

☐ 希望する ☐ 希望しない (※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

様式⑤ 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備の型式の変更承認申請書

型式変更承認申請書

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第1項において準用する船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受けた物件の型式について、変更をしたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 変更をしようとする事項
- 3 変更をしようとする理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第1に規定される物件の名称を記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF 化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承ください。

☐ 希望する ☐ 希望しない (※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

様式⑥ 特定油防除資材の型式の変更承認申請書

型式変更承認申請書

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の9第1項の型式承認を受けた物件の型式について、変更をしたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 37 条の 15 第2項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第 8 条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 変更をしようとする事項
- 3 変更をしようとする理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第 1 に規定される物件の名称を記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF 化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承ください。

☐ 希望する ☐ 希望しない (※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

7.3. 手数料納付書の様式

様式⑦ 手数料納付書

手数料納付書	
年 月 日	
国土交通大臣 〇〇 〇〇 殿	申請者の氏名又は 名称及び住所
下記の申請について手数料を納付します。	
1	申請事項
2	金額
3	備考
収入 印紙	
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。	

注:手数料納付書には、型式承認の申請に係る手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼付してください。手数料の金額は、申請窓口にお問い合わせください。

7.4. 型式の変更等の届出書の様式

様式⑧ 船舶安全法の規定に基づく型式の変更の届出書

型式承認変更届	
年 月 日	
国土交通大臣 〇〇 〇〇 殿	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名
下記の物件について型式の変更をしたいので、船舶等型式承認規則第9条の規定により届け出ます。	
記	
1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式	
2 物件を製造する事業場の名称及び所在地 (主たる製造事業場及び外注先の事業場の名称及び所在地を記載してください。)	
3 変更をしようとする事項	
4 変更をしようとする理由	
5 変更の年月日	
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。	

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第1に規定される物件の名称を記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承ください。

☐ 希望する ☐ 希望しない (※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

様式⑨ 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備の型式の変更の届出書

型式承認変更届

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第1項において準用する船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受けた下記の物件について型式の変更をしたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 物件を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 変更をしようとする事項
- 4 変更をしようとする理由
- 5 変更の年月日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第1に規定される物件の名称を記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF 化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承ください。

☐ 希望する ☐ 希望しない (※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

様式⑩ 特定油防除資材の型式の変更の届出書

型式承認変更届

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の9第1項の型式承認を受けた下記の物件について型式の変更をしたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 37 条の 15 第2項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 物件を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 変更をしようとする事項
- 4 変更をしようとする理由
- 5 変更の年月日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。

【記載要領及び確認事項】

- 記1の「物件の名称」には、船舶等型式承認規則別表第 1 に規定される物件の名称を記載してください。
- 申請時に提出頂いた仕様書、図面その他一切の書類は、検定を受ける際に、登録検定機関や日本小型船舶検査機構が必要とする書類です。これらの書類(PDF 化したもの)について、手続のワンストップサービスの観点から、型式の承認に際して、貴社の代わりに、国土交通省から登録検定機関(船外機、小型船舶用救命胴衣など日本小型船舶検査機構が検定を行う物件については同機構を含む。)に提供することも可能ですが、国土交通省から仕様書等の書類を登録検定機関等に提供することを希望されますか。以下のいずれかにチェックをお入れください。なお、いずれにもチェックがない場合は、国土交通省による提供は希望されないものとみなしますので、ご了承ください。

☐ 希望する ☐ 希望しない (※)

※ 希望されない場合は、検定の際に型式承認を受けた際の書類一式及び型式承認証の写しをご自身で登録検定機関や日本小型船舶検査機構にご提出ください。

7. 5. 型式承認の失効の届出書の様式

様式⑪ 船舶安全法の規定に基づく型式承認の失効の届出書

型式承認の失効の届出書	
年 月 日	
国土交通大臣 〇〇 〇〇 殿	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名
下記の物件について型式承認の失効をしたいので、船舶等型式承認規則第 11 条の規定により届出いたします。	
記	
1	型式承認を失効しようとする物件の名称、型式及び型式承認番号
2	物件を製造する事業場の名称及び所在地
3	失効の理由
4	型式承認失効の時期
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。	

【記載要領及び確認事項】

- 記1については型式承認書に記載されているとおりに記載してください。
- 記4については失効する日付を記入してください。既に生産されていない場合は提出日と同日でも結構です。

様式⑫ 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備の型式承認の失効の届出書

型式承認の失効の届出書

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第1項において準用する船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受けた下記の物件について型式承認の失効をしたいので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第 11 条の規定により届出いたします。

記

- 1 型式承認を失効しようとする物件の名称、型式及び型式承認番号
- 2 物件を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 失効の理由
- 4 型式承認失効の時期

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。

【記載要領及び確認事項】

- 記1については型式承認書に記載されているとおりに記載してください。
- 記4については辞退する日付を記入してください。既に生産されていない場合は提出日と同日でも結構です。

様式⑬ 特定油防除資材の型式承認の失効の届出書

型式承認の失効の届出書

年 月 日

国土交通大臣

〇〇 〇〇 殿

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 9 第 1 項の型式承認を受けた下記の物件について型式承認の失効をしたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 37 条の 15 第 2 項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第 11 条の規定により届出いたします。

記

- 1 型式承認を失効しようとする物件の名称、型式及び型式承認番号
- 2 物件を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 失効の理由
- 4 型式承認失効の時期

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

【記載要領及び確認事項】

- 記 1 については型式承認書に記載されているとおりに記載してください。
- 記 4 については辞退する日付を記入してください。既に生産されていない場合は提出日と同日でも結構です。

主な型式承認の対象物件の一覧

I 船舶安全法関係

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| (1) 倉口覆布 | (33) 救命器具のガス発生器 |
| (2) 倉口覆布の布地 | (34) キャノピー灯 |
| (3) 倉口覆布の防水布地 | (35) 室内灯 |
| (4) 不燃性材料 | (36) 手動ポンプ |
| (5) 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料 | (37) 救命艇又は救助艇の内燃機関 |
| (6) 防煙ダンパー | (38) つり索の離脱装置 |
| (7) 火災の危険の少ない家具及び備品 | (39) 救助艇の船外機 |
| (8) 防火戸の動力開閉装置 | (40) 救命艇、救命いかだ又は救助艇の艀装品 |
| (9) 冷却装置の管装置の防熱材 | ① コンパス |
| (10) 冷却装置の防熱材の防湿用表面材 | ② シー・アンカー |
| (11) 冷却装置の防熱材の接着剤 | ③ 救難食糧 |
| (12) 表面仕上材 | ④ 飲料水 |
| (13) 居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料（遮音材） | ⑤ 海水脱塩装置 |
| (14) 内燃機関 | ⑥ 応急医療具 |
| (15) 船内外機 | ⑦ 保温具 |
| (16) 船外機 | ⑧ 水密電気灯 |
| (17) 浸水警報装置 | ⑨ 日光信号鏡 |
| (18) 自動操舵装置 | ⑩ レーダー反射器 |
| (19) 呼吸保護具 | ⑪ 海面着色剤 |
| (20) 呼吸保護具のフィルター | (41) 救命索発射器 |
| (21) 救命艇 | (42) 救命索発射器の発射体 |
| (22) 救命いかだ | (43) 救命索発射器の救命索 |
| (23) 救命浮器 | (44) 救命いかだ支援艇 |
| (24) 救助艇 | (45) 自己点火灯 |
| (25) 救命浮環 | (46) 自己発煙信号 |
| (26) 救命浮環の救命索 | (47) 救命胴衣灯 |
| (27) 救命胴衣 | (48) 落下傘付信号 |
| (28) 小型船舶用救命浮輪 | (49) 火せん |
| (29) 小型船舶用救命クッション | (50) 信号紅炎 |
| (30) 小型船舶用浮力補助具 | (51) 発煙浮信号 |
| (31) イマーシオン・スーツ | (52) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 |
| (32) 耐暴露服 | (53) 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 |

- (54) レーダー・トランスポンダー
- (55) 搜索救助用位置指示送信装置
- (56) 持運び式双方向無線電話装置
- (57) 固定式双方向無線電話装置
- (58) 探照灯
- (59) 再帰反射材
- (60) 自動離脱装置
- (61) ウィーク・リンク
- (62) 降下式乗込装置
- (63) 水噴霧ランス
- (64) 移動式放水モニター
- (65) スプリンクラ・ヘッド
- (66) 機関室局所消火装置
- (67) 消火器
- (68) 消火剤
- (69) 個人装具(安全灯及びおのを除く。)
- (70) 安全灯
- (71) 呼吸具
 - ① 防煙ヘルメット
 - ② 防煙マスク
 - ③ 自蔵式呼吸具
- (72) 非常標識
- (73) 蓄電池一体型非常照明装置
- (74) 持運び式電気灯
- (75) 非常脱出用呼吸器
- (76) 船灯
- (77) 形象物
- (78) 信号灯
- (79) 汽笛
- (80) 号鐘
- (81) どら
- (82) 電子海図情報表示装置
- (83) ナブテックス受信機
- (84) 高機能グループ呼出受信機
- (85) 航海用レーダー
- (86) 電子プロットング装置
- (87) 自動物標追跡装置
- (88) 自動衝突予防援助装置
- (89) 磁気コンパスの羅盆
- (90) ジャイロコンパス
- (91) ジャイロコンパスのレピータ
- (92) 船首方位伝達装置
- (93) 音響測探機
- (94) 衛星航法装置
- (95) 船速距離計
- (96) 回頭角速度計
- (97) 音響受信装置
- (98) 船舶自動識別装置
- (99) 航海情報記録装置
- (100) 簡易型航海情報記録装置
- (101) VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装
置
- (102) VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出聴
守装置
- (103) 船橋航海当直警報装置
- (104) 航海用レーダー反射器
- (105) シー・アンカー
- (106) 荷役ホース
- (107) 持運び式機械通風装置
- (108) 持運び式ガス検知装置
- (109) 甲板洗淨機
- (110) コンテナ
- (111) 作業用救命衣
- (112) 完全保護衣

II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律関係

1. 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 油水分離器 | (11) 硫黄酸化物放出低減装置に備える連続 |
| (2) ビルジ用濃度監視装置 | 確認装置〔排ガス監視装置〕 |
| (3) 油分濃度計 | (12) 硫黄酸化物放出低減装置に備える監視 |
| (4) 流量計 | 記録装置〔排水監視装置〕 |
| (5) 船速計 | (13) 液面計測装置 |
| (6) バラスト用油排出監視制御装置の監視 | (14) 圧力計測装置 |
| 記録装置 | (15) 高位液面警報装置 |
| (7) 油水境界面検出器 | (16) 通気装置 |
| (8) 洗浄機 | (17) 船舶発生油等焼却設備 |
| (9) 通風機 | (18) 粉碎装置 |
| (10) ふん尿等浄化装置 | |

2. 特定油防除資材(船舶検査非対象設備)

- (1) オイルフェンス
- (2) 油処理剤
- (3) 油吸着材
 - ① 油吸着材(マット状のもの)
 - ② 油吸着材(ロープ状のもの)
- (4) 油ゲル化剤
 - ① 液体油ゲル化剤
 - ② 粉末油ゲル化剤

型式承認関係機関の連絡先

○型式承認担当窓口(事前相談、型式承認試験立会い、製造工場の現場確認)

国土交通省 海事局 検査測度課

東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

電話:03-5253-8111(内線:44-129、44-213)

アドレス: hqt-jg typeapproval@gxb.mlit.go.jp

(ファイル等の添付は出来ませんので、ご注意ください。)

●国土交通省地方運輸局等(申請窓口)

北海道運輸局

海上安全環境部 船舶安全環境課

札幌市中央区大通西 10 丁目

電話:011-290-2771

神戸運輸監理部

海上安全環境部 船舶安全環境課

神戸市中央区波止場町 1-1

電話:078-321-7052

東北運輸局

海上安全環境部 船舶安全環境課

仙台市宮城野区鉄砲町 1

電話:022-791-7516

中国運輸局

海上安全環境部 船舶安全環境課

広島市中区上八丁堀 6-30

電話:082-228-8794

北陸信越運輸局

海事部 船舶安全環境課

新潟市中央区美咲町 1-2-1

電話:025-285-9156

四国運輸局

海上安全環境部 船舶安全環境課

高松市サンポート 3-33

電話:087-802-6825

関東運輸局

海上安全環境部 船舶安全環境課

横浜市中区北仲通 5-57

電話:045-211-7221

九州運輸局

海上安全環境部 船舶安全環境課

福岡市博多区博多駅東 2-11-1

電話:092-472-3174

中部運輸局

海上安全環境部 船舶安全環境課

名古屋市中区三の丸 2-2-1

電話:052-952-8021

●内閣府(申請窓口)

沖縄総合事務局

運輸部 船舶船員課

那覇市おもろまち 2-1-1

電話:098-866-1838

近畿運輸局

海上安全環境部 船舶安全環境課

大阪市中央区大手前 4-1-76

電話:06-6949-6426

□検定関連

日本小型船舶検査機構 業務部

東京都千代田区九段北 4-1-3

電話:03-3239-0821

一般財団法人日本舶用品検定協会 検定検査部

東京都千代田区紀尾井町 3-32

電話:03-3261-6611

■製造者関係団体

一般社団法人日本船舶品質管理協会

東京都中央区日本橋馬喰町 2-2-6 朝日生命須長ビル6階

電話:03-6661-6019